

官報號外 昭和十八年二月二十六日

○第八十一回 帝國議會衆議院議事速記錄第十六號

昭和十八年二月二十五日(木曜日)

午後一時四十分開議

議事日程 第十五號

昭和十八年二月二十五日

午後一時開議

第一臨時資金調整法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第三銀行等ノ事務ノ簡素化ニ關スル

法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四戰爭死亡傷害保險法案(政府提

出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五鹽專賣法中改正法律案(政府提

出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
健土策確立ニ關スル建議案

提出者

黑澤 西藏君

三宅 正一君

高橋熊次郎君 松浦周太郎君
泉國三郎君 石坂繁君
間宮成吉君 山口左右平君
深澤吉平君

(以上二月二十三日提出)

一昨二十四日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係
ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨ

リ通牒ヲ受領セリ

石油專賣法案

燃料局特別會計法案

交易營團法案

爲替交易調整特別會計設置等爲替交易調

整法案

臨時利得稅法中改正法律案

臨時租稅措置法中改正法律案

酒稅法中改正法律案

酒造組合法中改正法律案

清涼飲料稅法中改正法律案

取引所稅法中改正法律案

砂糖消費稅法中改正法律案

物品稅法中改正法律案

遊興飲食稅法中改正法律案

入場稅法中改正法律案

特別行爲稅法案

ノ議案ニ對シ承諾スルコトヲ議決シタル

旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

昭和十六年度特別會計

第一豫備金支出ノ件

昭和十六年度第一豫備

金支出ノ件

豫備費支出ノ件

(承諾ヲ求ム)

昭和十七年度特別會計

第二豫備金支出ノ件

昭和十七年度第一豫備

金支出ノ件

豫備費支出ノ件

ノ議案ニ對シ承諾スルコトヲ議決シタル
旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
昭和十六年度第一豫備

左ノ如シ

建議委員

理事 三田村武夫君(理事伊藤東一郎
君去十二日委員辭任ニ付其ノ
補闕)

如シ

一昨二十四日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ
如シ

第二部選出

決算委員 中村梅吉君(大橋清太郎
君補闕)

第七部選出

決算委員 松尾三藏君(池本甚四郎
君補闕)

外二件委員

一昨二十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ
如シ

商工經濟會法案(政府提出、貴族院送付)

辭任河盛安之介君 楠谷新一君

辭任田中伊三次君 藤作君

一去二十三日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ
如シ

戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、
貴族院送付)委員

辭任田中伊三次君 藤作君

一去二十三日特別委員理事補闕選舉ノ結果
左ノ如シ

戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、
貴族院送付)委員

辭任田中伊三次君 藤作君

君去二十三日委員辭任ニ付其
ノ補闕)

如シ

法律案、日程第四、戰爭死亡傷害保險法案、鹽專賣法

日程第五、鹽專賣法中改正法律案右五案ヲ

ノ報告ヲ求メマス——委員長矢野庄太郎君
第一臨時資金調整法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)第三 銀行等ノ事務ノ簡素化ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第四 戰爭死亡傷害保險法案(政府提出、貴族院送付)

第五 廉專賣法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第六 銀行等ノ事務ノ簡素化ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)第七 銀行等ノ事務ノ簡素化ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第八 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)第九 銀行等ノ事務ノ簡素化ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第十 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第十一 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第十二 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第十三 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第十四 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第十五 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

第十六 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ

信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十三日

衆議院議長岡田忠彦殿 告書

一銀行等ノ事務ノ簡素化ニ關スル法律案

(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十三日

衆議院議長岡田忠彦殿 告書

一戰爭死亡傷害保險法案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十三日

衆議院議長岡田忠彦殿 告書

法律案、戰爭死亡傷害保險法案、鹽專賣法
中改正法律案以上五件ニ付テ極メテ簡単ニ
委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス
マスガ、此ノ法律案ハ現行ノ臨時資金調整
法ノ規定ヲ變更スルノデハナクシテ、新タ
ニ規定ヲ追加スルト云フ法律案ニナツテ居
ルノデアリマス、其ノ第一ハ銀行等ノ預金
ニモ割増金ヲ附ケル、即チ割増金附預金制
度ヲ新設スルコト、第二ハ、吾々ノ委員會
ニ於テ何時ノ間ニカ國債貯金ト云フ名前ヲ
付ケタノデアリマスガ、貯金ヲ致シマシテ
モ、ソレガ國債ヲ買ツタノト利子ノ點又ハ
租稅ノ點ニ於テ同様ノ待遇ヲスルト云フ貯
金制度ヲ新設スルコト、此ノ貯金ハ引出ニ
際シテハ現金ヲ以テソレニ應ズルノデハナ
クシテ、國債ヲ以テ引出ニ應ズルコトニナ
ルノデアリマス、ソレカラ第三ハ、貯蓄ニ
シカ充テルコトノ出來ナイ所謂貯蓄證券ヲ
發行スルコト、ソレカラ第四ハ、現在ノ貯
蓄債券、報國債券ヨリハ、相當高イ所ノ割
増金附ノ證券ヲ發行スルコト、ソレカラ第
五ハ、小額ノ國債又ハ債券等ノ賣買制度ヲ
確立シテ、簡易確實ニ是ガ流通ヲ圖ルコ
ト、第六ハ、金融機關等ニ對シテ、其ノ所
有シテ居リマスル株式ノ一部ヲ、日本證券
取引所又ハ戰時金融金庫ニ強制的ニ譲渡
命令ヲ發シ得ルコト、是ガ第六デアリマ
ス、以上ノ諸點ニアリマス

次ハ普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託
業務ノ兼營等ニ關スル法律案、是ハ讀ンデ
字ノ如ク、普通銀行又ハ特別銀行ガ、信託
業務又ハ貯蓄銀行業務ヲ兼營シ得ルコトニ
ナツテ居ルノデアリマス
ソレカラ其ノ次ハ銀行等ノ事務ノ簡素化
ニ關スル法律案ハ、銀行ノ事業年度ハ御承
知ノ通り區々ニナツテ居リマスガ、之ヲ政
府ノ會計年度ト合ハスト云フ法律案デアリ
マス、以上三案ハ資金集中ヲ強化スル爲ノ
法律案デアリマシテ、相互ニ關聯ヲ致シテ
居リマスノデ、之ヲ一纏メニシテ質疑應答
ノ大要ヲ御報告致シタイト思ヒマス
第一問ハ、貯蓄ニシカ充テルコトノ出來
スルモノデアルカト云フ質問ニ對シマシテ
現在國債其ノ他ノ證券等ハ、技術上其ノ額
面金額ハ限定セラレテ居ルノデアリマス、
ソレ餘り少額ノモノハ之ヲ發行シ難イ、二
十五錢トカ、五十錢トカ云フ少額ノモノハ發
行シ難イ、ソレカラ金利、割増金等ノ關係ニ
依リマシテ、賣出期間ヲ限定スルコトヲ要スル、
十五錢トカ、五十錢トカ云フ少額ノモノハ發
行シ難イ、ソレカラ金利、割増金等ノ關係ニ
依リマシテ、賣出期間ヲ限定スルコトヲ要スル、
金利ヲ附ケタリ、或ハ割増金ヲ附ケタリシ
テ居ルモノデスクカラ、賣出期間ヲ限定シナ
ケレバナラナイ、左様ナ次第デ、貯蓄手段
トシテハ尙ほ未ダ種々ノ不便不利アルヲ免
レナイ、是ニ於テ是等ノ不利不便ヲ補ヒ、且
ツ可及的簡便ナル方法ニ依ツテ、貯蓄ノ機會
ヲ提供スル趣旨ニ於テ、所謂貯蓄證券ヲ發
行スルコト致シタノデアルガ、之ニ付テハ
額面金額ハ比較的小額トシ、政府ノ説明ニ
依ルト、二十五錢又ハ五十錢ト云フヤウナ
小額券ヲ發行スルト申シテ居リマスルガ、
サウシテ零細資金ノ吸收ニ便ナラシムルコ
ト、又證券其ノモノニ利子ヲ附セザルコト
ニ依ツテ、何時モ賣出ノ方法ヲ講ジ、苟
クモ證券ヲ缺乏ニ依ツテ、貯蓄機會ヲ逸ス
ルガ如キ事態ヲ生ゼシメザルコト、又本證
券ヲ以テ充テル貯蓄ハ、別ニ之ヲ極限セザ
ルモ、或ル程度長期固定性アルモノトシ、
是ガ換金化ヲ防止スルコト等ノ措置ヲ講ズ

ルコトトナサントスル豫定デアル云々
ソレカラ第二問ハ、然ラバ其ノ證券ハ、
紙幣ノ如キ性質ヲ有スルモノナリヤ否ヤト
ノ質問ニ對シテ、政府ハ、紙幣ハ凡ニル物
ヲ購買シ得ルモノナルモ、本證券ハ特定ノ
貯蓄ニノミ振向ケ得ルモノニシテ、此ノ點
相違アリ

鐵當金トシテ返還スルノ要アリ、而モ此ノ
鐵當金ヘ最モ好マシカラザル購買力トナル
處アルモノデアル、彼此レ勘案シ、今回ハ
富鐵ハ之ヲ發行セザルモノトナシタルモノ
デアル、尤モ今回ノ改正ニ依リ、相當長期
ニシテ相當多額ノ割増金ヲ附シ得ル債券ヲ
モ發行シ得ルコトトナルヲ以テ、之ニ依リ

ル
故ニ貯蓄銀行ノ獨立ヲ脅ヤカサルル虞ハナリ、併シ地方的ニハ十分注意シテ行政的措置ヲ講ズル、尙ホ改正案ノ附則ニ於テ、監督銀行ノ資金運用ニ對シテ、便宜ヲ與フル規定ヲ設ケテ、其ノ業務ノ進展ヲ期シテ居

ヲ要シテ居ルガ、戰時下ニ於テ何等力便
ヲ講ズル方法ハナイカトノ質問ニ對シ、大
會社ニアリテハ株主總會招集等ノ手續ノ爲
メ、相當ノ手數ヲ要スル場合アルベキモ、
右ハ商法ノ規定ニ基キ行ヒ居レル所ニシテ、
戰時下事務ノ簡捷化ノ爲メ、是ガ手續ヲ簡
メ化スルコトハ、會社制度ニ關聯スル重要

100

割増金付債券ノ外、更ニ進ンデ現金ヲ喪失
スル富籤、或ハ獻金債券ノ如キモノヲ發行
スルノ意思アリヤトノ質問、斯様ナ質問ハ
御承知ノ通り事變以來、當議會ニ於テ屢々問
題トナツタノデアリマスルガ、政府ニ於テ
ハ今日ニ於テモ然リトノ答辯ハ致シテ居リ
マセヌ、其ノ答辯ニ曰ク、現金ヲ失フ如キ

吸收ニモ、遺憾ナキヲ期スル豫定デアル
第四問ハ、信託會社ハ長期ニ瓦ル業務ノ受信ヲナスモノニシテ、其ノ信用ハ特ニ鞏固タラザルベカラガルモ、銀行中ニへ往々ニシテ破綻ヲナスモノアリ、其ノ生命必ズシモ長カラザルモノアルヲ以テ、信託義務ヲ取扱フニハ不適當デナイカトノ質問ニ對

謂兼營銀行ニ於ケル貯蓄銀行業務ハ破綻ノ虞アリト思フ、之ニ對スル豫防的對策ノ用意アリヤトノ質問ニ對シテ政府ハ、現在ノ金融體制、現在ノ經濟體制カラ、過去ニ於テ吾々ガ經驗シタヤウナ戰後ニ於ケル景氣ノ反動ハ、豫想スルコトガ出來ナイ、ノミナラズ只今申シマシタヤウニ、預金者ヲ絕對

次ニ、戦争死亡傷害保険法案ニ付テ簡単ニ説明致シマス、本法案提出ノ理由ハ、戦争ニ原因スル死亡傷害保険ヲ設ケテ、國民ヲシテ後顧ノ憂ナク、直接間接ニ戦争行爲ニ從事セシメ、以テ最後ノ目的ヲ貫徹セントスルモノデアリマシテ、物ニ付テハ御了解アルトノ答辯デアリマス

100

富錫ハ特殊ノ方面 即チ高イ利子ナドアヒテシテハ、貯蓄ヲ誘フコトヲ得ザル階級ニ於ケル購買力ヲ吸收スル手段トシテハ、確カニ考慮ノ價値アルモノナルモ、同時ニ農村其ノ他ノ方面ニ於ケル健全ナル國民貯蓄思想ニ、惡影響ヲ及ボスモノトシテ、相當有力ナル反對論ガアルコトモ考慮セナケレバナラナイ、又翻ツテ考フルニ、富錫ニ依

シ、政府ハ、往年銀行申ニハ破綻ヲ示スモノモアリタルハ事實ナルモ、昨今ノ銀行ハ內容極メテ堅實ニシテ、其ノ基礎モ強化セラレ居リ、何等ノ懸念ナキノミナラズ、大東亜戦争勃發直後發表セラレタル政府ノ非常金融對策ニモ窺ヘル如クニ、政府トシテハ國民ノ預金ヲ取扱ハシメ居ル金融機關ニ付テヘ、飽クマデモ責任ヲ感ジ、預金

係護スル政策ヲ堅持シテ居ル、期様ニ名譽致シテ居リマス

リマシテ、昨年實施以來十箇月ノ成績ハ、
保険件數二十三万餘件、保険金額百十一億
餘万圓ニナツテ居ルノデアリマスガ、本法
案ニ依ツテ、物デナクシテ人ニ付テモ、戰
時保険制度ヲ確立セントスルモノデアリマ
ス、今本案ノ骨子竝ニ質疑應答ヲ一括メニ
シテ、簡單ニ御説明申上ダマス

100

ツテ吸收シ得ル資金ハ、サシテ多額ヲ期待
シ得ルモノニアラザルノミナラズ、多額ノ
購買力ガ吸收出來ナイト云フノデアリマス
ガ、今茲ニ貯蓄債券、報國債券、特別報國
債券、彈丸切手ノ現在發行額ガアリマスノ
デ、一寸序ニ御報告致シマス、貯蓄債券ハ、
十六億二千万圓、報國債券ハ五億六千万圓、
特別報國債券ハ六千万圓、彈丸切手ハ九千
四百万圓、大體斯ウ云フコトニナツテ居ル

者ニ迷惑ヲ掛ケルガ如キ事態ヲ惹起セシメ
ザルコトヲ期シ居ル次第ナルヲ以テ、今後
銀行ノ破綻等ノ懸念ナク、隨テ之ニ信託業
務ノ兼營ヲ認ムルモ、何等支障ナシ云々、
金融政策ニ付テハ絶対ニ預金者ヲ保護シテ
居ルカラシテ、質問者ノ言フガ如キ懸念ハ
ナイト云フ答辯デアルノデアリマス

第五問ハ、此ノ改正案ノ實施ニ依ツテ、
貯蓄専門ノ銀行ハ獨立シテ營業繼續ガ不可

物的條件ノ敷備セル普通銀行ニヤラスコトニシタノデ、質問者ノ言フ通り、大體其ノ通リデアルト云フ答辯ガアリマシタ
第八問ハ、貯蓄増強、公債消化等之隣組ニ割當ヲヤツテ居ツテ、住民稅ノ比率ニ決定シテ居ル所モアルガ、將來ハ貯蓄増強又ハ公債消化ニ對シ、政府ハ強制ヲヤルカト云フ質問ニ對シ、強制スル意思ハ全然ナイト云フコトデアリマス

保険事故ハ、戦鬪行爲又ハ戰鬪行爲ニ牽
聯シテ起ル所ノ死亡及ビ傷害デアリマス、
隨ヒマシテ空襲等ニ依ツテ火災ガ起ル、或
ハ空襲ノ爲ニ避難ヲスル、斯様ナ際ニ於ケ
ル死亡及び傷害ハ、此ノ保険事故ニナルノ
デアリマス、第二ハ被保險者デアリマスガ、
一億國民一人残ラズ被保險者トナリ得ルノ
デアリマス、第三ノ保険料ハ、生命保險ハ御
承知ノ通り、大體千圓ニ付テ三十五圓乃至

ノデスガ 政府ノ言フ通りニ 中々 購買力
ヲ 吸收スルコトハ 難カシイラシイ、 富籤ハ
其ノ性質上、 吸收シタル資金ノ半額程度ハ

能ニナルノテハナイカトノ宿借ニ對シ、政
府ハ、民間ニ散布セラレル通貨ガ多クナル
ノデ、之ヲ吸收スル機關ハ不足ヲ告ゲル、

第六回 一般事業會社特ニ多數ノ株主ヲ擁スル大會社ニアリテハ、株主總會招集等ノ手續ノ爲メ、少ナカラザル手數立ニ費用

四十圓見當ニナツテ居リマスガ、本保險
ハ國內ニ於テハ千圓ニ付テ三圓、國外共ニ
保險セラレル場合ハ十圓デアリマス、第四

ス、第五ノ保険金ハ、他ノ法律、防空從事者扶助令、ソレカラ戰時災害保護法ナドヲ斟酌シマシテ、五千圓ヲ限度ト致シテ居ルノアリマス、第六ノ保険契約ハ、申込ニ依ツテ直チニ成立致シマス、保険料ヲ添ヘテ申込メバ、保險會社ノ意思如何ニ拘ラズ、直チニ保険契約ハ成立致シマス、ソレカラ保険事業ハ私的デハナクシテ、公的ニナツテ居ルノアリマス、公的ト申シマスノハ、之ニ依ツテ損害ヲ受ケタル場合ニハ、政府ニ於テ補償スル、利益ガアレバ總テ政府へ納付スルコトニナツテ居ルノアリマス

最後ニ、鹽專賣法中改正法律案ニ付テ御報告致シマスガ、法律案ノ内容ハ、鹹水用途ノ制限ヲ緩和シテ、醬油ノ製造等ニハ鹽ヲ用ヒシテ、鹹水ヲ使用サセルコトニスルコト、第二ハ製鹽業者ノ爲ニ罹災補償制度ヲ設クルコト、第三ハ鹽製造廢止ニハ政府ノ許可ヲ要スルコトニ改正スルコト、現行法ハ慥カ一箇月前ニ豫告スレバ自由ニ廢業スルコトガ出來ルコトニナツテ居ルノデアリマス、第四ハ製鹽業者ノ共同利益等ノ爲ニ、團體機構ヲ確立スルコト等デアリマス

質疑應答ノ大様ヲ申シマスト、第一問、内地製鹽業ニ對スル政府ノ方針ハドウカトノ質問ニ對シテ、國防上ノ見地ヨリスルモ、食料用ノ鹽ハ可及的ニ内地生產鹽ニ依ツテ確保スルノ要アリ、是ガ爲メ少クトモ内地ニ於テハ、現在ノ生産力ヲ維持スル方針ノ下ニ、此ノ改正案ヲ提出シタ次第デアルガ、

○森下國雄君 直チニ五案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス
○讀長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○讀長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ五案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ
○讀長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

第二問ハ、鹽田ノ小作料ハ昭和十四年九月十八日以前ニ於テ、政府ノ措置ニ依リ停止セラレ居ルモ、他ノ物價勞銀トノ權衡上、九・一八當時ノ程度マデ引上グル意思ナキヤトノ質問ガアリマシタ、ソレニ對シテ政府ハ、鹽生産増強ノ爲ニヘ、鹽田地主ノ負擔ヲ輕減スルコトモ一方策ナルガ、小作料ノ引上ヘ、製鹽業者ノ負擔トノ關係モアリ、賠償價格トノ關係モアリ、各般ノ事情ヲ勘案シテ、篤ト研究スルトノコトニアリマス
以上各案ニ瓦リマシテ審議ノ經過ヲ大要申述ベマシタガ、一昨日質問ヲ打切り、討論ヲ行ヒ、採決ヲ致シマシタ、而シテ各案トモ貴族院送付ノ案デゴザイマシテ、貴族院ハ原案ヲ無修正可決致シテ居ルノデアリマスガ、本委員會ニ於テモ採決ノ結果、原案賛成ニ一致致シタノデアリマス、此ノ段御報告申上ゲマス(拍手)

○讀長(岡田忠彦君) 五案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○讀長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ五案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

<p>ス、仍テ直チニ五案ノ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス</p>	<p>臨時資金調整法中改正法律案 普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼營等ニ關スル法律案</p>	<p>第二讀會(確定議)</p>
<p>銀行等ノ事務ノ簡素化ニ關スル法律案 戰爭死亡傷害保險法案</p>	<p>鹽專賣法中改正法律案 第二讀會(確定議)</p>	<p>第二讀會(確定議)</p>
<p>○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、五案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)</p>	<p>第二讀會(確定議)</p>	<p>第二讀會(確定議)</p>
<p>○森下國雄君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、帝國鑄業開發株式會社法中改正法律案及び重要鑄物增產法中改正法律案ノ兩案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンゴトヲ望ミマス</p>	<p>○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ</p>	<p>〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ」</p>

<p>第一讀會ノ續(委員長報告) 報告書</p> <p>帝國鑄業開發株式會社法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)</p> <p>右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致 候此段及報告候也</p> <p>昭和十八年二月二十五日</p>	<p>第一讀會ノ續(委員長報告)</p> <p>重要鑄物増產法中改正法律案(政府提 出、貴族院送付)</p> <p>右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致 候此段及報告候也</p> <p>昭和十八年二月二十五日</p>
<p>委員長 木暮武太夫</p> <p>衆議院議長岡田忠彦殿</p> <p>(木暮武太夫君登壇)</p> <p>衆議院議長岡田忠彦殿</p>	<p>委員長 木暮武太夫</p> <p>衆議院議長岡田忠彦殿</p>

國ガ執リ來リマシタ產金獎勵政策ヲ轉換ス
ルニ即應致シマシテ、今マデ國家ノ爲ニ貢
獻シテ來タ日本產金振興株式會社ヲ、今回
帝國鑛業開發株式會社ニ吸收合併セシメマ
シテ、其ノ資本金ヲ九千万圓カラ一億一千
五百万圓ニ増加スルト云フコトガ一點デア
リマス

第二點ト致シマシテハ、資材勞力ナドノ有效利用ヲ圖リマスル爲ニ、全屬鑛業ニ於キマシテモ、企業整備ト云フコトガ、今日ハ必要ニナツテ參りマシタノデ、帝國鑛業開發株式會社ヲシテ、此ノ金屬鑛山ノ企業整備ヲ行ハセルヤウナコトニ相成リマシタノデ、此ノ會社ノ目的ヲ、此處デ規定スルト云フ

コトデアルノデアリマス
次ニ重要鑛物増産法ノ改正ノ要點ヲ簡單ニ申上ゲマスルト、第一點ハ、此ノ法律ハ昭和十三年ニ出来マシテ、五箇年ノ有效期間ヲ持ツタ臨時ノ法律デゴザイマシテ、本年ノ六月ヲ以テ満期ニ相成ル次第ニナリマ

スノテ、此ノ際重要鎌物埠産ノ國家的要請ニ應ヘマスル爲ニ、更ニ五箇年延期シヨウト云フコトガ改正ノ第一點デアリマス
第二點ハ、鎌山ニ付キマシテモ重點主義ヲ徹底致シマシテ、資材、勞力、資金等ヲ最モ高イ能率ヲ持ツテ居リマスル鎌山ニ集中シテ行クト云フコトノ爲ニ、鎌業權者ガ事業ニ着手致シマスルコトニ對シマシテ、國家ガ之ヲ許可スルト云フ制度ヲ採用致シタノデアリマス

第三點ト致シマシテハ、從來多クアリマ
シタ出願人ノ無駄骨ト云フヤウナコトヲ防
ギ、又行政事務ノ簡素化ヲ圖リマス爲ニ期
間、鑛物地域ヲ指定致シマシテ、此ノ出願
ヲ制限禁止致スコトト致シタノデアリマス

第四點ノ改正ノ目的ト致シマシテハ、鑛
業權及ビ砂礫權ニ、使用權ノ設定ヲ今回ヘ
認メマシテ、サウシテ國家ノ要請デアル所
ノ重要鑛物ノ増産ニ役立タシムル、斯ウ云
フ四點ガ、此ノ重要鑛物増産法改正ノ要旨
デアルノデアリマス

經營ト云フモノハ永續シテ行クコトガ出来
全體ト致シマシテ採算上ニ惠マレナイト云
フ事實ハ政府モ之ヲ認メル、就キマシテハ
鑛物ノ生産者價格ニ付テハ、最近ノ鑛石ノ
品位低下ト、生産資材及ビ勞金、運賃ノ値
上リ、及び鑛山ノ特殊性ニ依リマシテ、償
却金ガ益々大キクナツテ行クト云フヤウナ傾
向ヲ織込ミマシタ適正ナ原價計算ト云フモ
ノヲシテ、サウシテ之ヲ基トシテ採算ニ引
合フ利潤ヲ認メル適正ナル價格タラシムル
ヤウニ、補償金交付其ノ他ノ方法デ按配
ヲシテ、御期待ニ副フヤウニ努メル、一方
色々々獎勵金ヲ交付致シマシテ、鑛業ニ從
事シテ居ル關係者ノ人々ガ、企業心ヲ萎靡
スルヤウナコトガナク、熱意ヲ消耗スルヤ
ウナコトノナイヤウニ、政府トシテハ指導
シテ參リタイト云フ返事ガアツタノデアリ
マス

ンノ政策ノ轉換ニ依ツテ、測ラザル損失ヲ被ルノデハナイカト云フヤウナ虞ヲ抱カセルコトガ、是ガ生産増強ニ非常ナ支障ニナルカラ、此ノ點ヲハツキリ對策ヲ示シテ賈ヒタイト云フ質問デアツタノデアリマス、之ニ對シマシテノ答ヘトシテハ、支那事變以來戰筆資材竝ニ生産擴充資材ヲ輸入其ノ他ノ方法ニ依ツテ獲得致シマスルコトニ付キマシテ、金ガ國家ニ貢獻致シマシタ功績ト云フモノハ、頗ル大キイモノデアル、國家ガ獎勵シテ、國家ノ要請ニ應ジテ挺身國家ノ爲ニ勵イテ來タ所ノ產業ガ、國策ノ轉換ニ依ツテ損失ヲ被ルヤウナ場合ニハ、國家ハ責任ヲ以テ此ノ犠牲ニ深イ考慮ヲ致サナケレバナラヌノデアル、隨テ今回ノ金山ノ整備ナドニ付キマシテハ、帝國鑄業開發株式會社ヲシテ此ノ整備ヲ行ハシメテ、國家ハ必要ナダケは補償ヲスル覺悟デアツテ、内地ニ於テ之ヲ机ノ上デヤルト云フヤウナコトナク、中央ニ官民ヨリ成ル所ノ評價委員會ヲ設ケマシテ、極メテ親切ニ取扱フ積リデアルト云フ答辯ガアツタノデアリマス

黒澤業ニ準ジテ能フ限リ資材、勞力其ノ他
ノモノノ配給ヲ致シマシテ、サウシテ是等
ガ困ルヤウナコトハ致サナイ積リデアル、
詰リ五大重點產業ト同ジヤウニ、銅、鉛其
ノ他ノモノヲ取扱フト云フ答辯ガアツタノ
デアリマス

次ニ現在ノ鑛業法ハ、ドウモ今日ノ増産
第一ノ國家ノ要請ニ適應シテ居ラズヤウナ
條文ガ澤山ニアル、増産ニ必要ナ事業的ノ
指導助成ヲ強化シタ活動的基本法タラシム
ベク、現在ノ鑛業法ヲ改正スル意思ガ政府
ニナイカ、斯ウ云フ質問ニ對シマシテハ、
現行ノ鑛業法ガ、現下増産ヲ必要トシテ居ル
所ノ我國ノ情勢ニ適セザルモノが多イト
云フコトハ、政府モ之ヲ知ツテ居ル、ソコ
デ茲ニ重要鑛物増産法ノ改正ト云フヤウナ
モノヲ出シテ居ルノデアルカラ、此ノ現行
鑛業法ヲ如何ニ改正スルカト云フコトハ、
目下考究検討中デアツテ、近イ將來ニ全面
的ニ現行鑛業法ニ斧鉄ヲ加ヘマシテ、是ガ
活動的基本法トシテ改マルヤウナコトヲ期
待シテ居ル、斯ウ云フ返事デアリマシタ、次
ノ質問ト致シマシテハ、今回ノ産全業整備
ノ趣旨ハ、一體何處ニアルノカ、是ハ現下
戰爭段階ニ於ケル所ノ情勢ニ即應スル一時
的ノ措置デアルカ、或ハ又將來ノ通貨制度
ニ於ケル金ノ位置ヲ考ヘテ、米英ノ金尊重
主義、米英ノ拜金政策ト云フモノカラ、各
國ヲ解放スルト云フヤウナ根本的ノ考へ方
其ノモノニ付テ將來必要性ガドウナルカト
カラ、金ノ產業ヲ整備スルノデアルカ、斯
ウ云フ質問ニ對シマスル答ヘトシテハ、今
回金鑛業ヲ整備スルニ至リマシタノハ、金
云フヤウナコトヲ考ヘテ、金ニ對スル我ガ
國ノ政策ノ轉換ヲ致シタノデハナイ、現實

ノ問題ト致シマシテ、金以外ノ必要ナル金屬鑛物ノ増産ニ重點ヲ置ク爲ニ、金鑛業ニ從來用ヒラレテ居リマシタ資材、勞力ト云モノハ、引續イテ或ル數ヲ限ツテ稼行セシメテ、金ノ產出ヲ許シテ居ルノデアルトシテ、此ノ必要ナル方面ニ重點ニ轉換シテ行カウト云フ考ヘ方デ、金ノ政策ヲ轉換シタノデアル、隨テ特定ノ金山ト云モノハ、引續イテ或ル數ヲ限ツテ稼行セシメテ、金ノ產出ヲ許シテ居ルノデアルト云フ答辯ガアツタノデアリマス。

最後ニ此ノ重要鑛物増産法ノ改正案ニハ、先程一寸御説明致シマシタヤウニ、今マデ鑛業法ニ於テ認メマセヌシタ鑛業法ノ上ニ使用權ト云フコトヲ設定スルト云フコトガ新シイ考案トシテ、制度トシテ上ツテ居ルノデアリマスノデ、之ニ對シマシテハ、色々法律的ナ質疑應答ガアツタノデアリマス、重要鑛物増産法ニ新タニ認メラレマシタ使用權ト云フモノハ、用益物權的性質ヲ持ツ同一ノモノノデアル、民法ニ所謂使用ト云フタ一種ノ物權デアルコト、其ノ經濟的ノ意味トハ、全ク觀念ガ別ニナルト云フコトガ明カデアリマスカラ、サウスルト果シテ此ノ場合使用權ト云フ言葉ヲ使フノガ、適當デアルカドウカト云フコトニモ、實ハ少シ疑問ガアルノデアリマス、又鑛業法第十六條ニ依リマスル所ノ不可分性ヲ持ツ鑛業權ト、此ノ使用權トノ關係ト云フモノニ付テノ檢討ト云フコトハ、實際ノ必要上之ヲ許スト云ガ、マダ十分熟シテ居ラナイヤウナ感ガアリマスガ、今回ノ重要鑛物増産法ハ、臨時ノ法律デアルトシテ、此ノ使用權ノ設定ノ使用權トノ關係ト云フモノニ付テノ檢討ト云フコトニハ差支ヘナイガ、近イ將來ニハ鑛業權全般ノ根本的ナ改正ヲ行フ機會ニ、只今申上ゲマシタヤウナ點ニ付キマシテハ、

十分政府ハ再検討ヲスル用意ガアルカト云
フコトノ質問ガアツタノデアリマス、之ニ對
シマシテ鑛業法改正ノ時ニハ、以上ノ諸點ニ
付テ十分検討ヲシテ、過チヲ來サナイヤウニ
シタイト云フ、斯ウ云フ答辯ガアリマシタ
斯クテ本日午後一時カラ委員會ヲ開キマ
シテ討論ニ入りマシテ、川俣委員カラ翼賛
政治會ヲ代表シテ、原案賛成ノ意見ノ開陳
ガゴザイマシタ、採決ノ結果、全員一致原
案ヲ可決致スコトニ致シマシタ、此ノ段御
報告申上ガマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君）　兩案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君）　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ兩案ノ第一讀會ヲ閉クニ決シマシ
タ

○森下國雄君　直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
リ可決セラレントヲ望ミマス

○議長（岡田忠彦君）　森下君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君）　御異議ナシト認メマ
ス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ閉キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス

帝國鑛業開發株式會社法中改正法律案
重要鑛物增產法中改正法律案
　　第二讀會（確定議）

○森下國雄君（議事日程追加ノ緊急副議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、國民貯蓄組合法中改正法律案及ビ納稅施設法案ノ兩案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス）
○議長（岡田忠彦君） 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕
○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマンシタ——國民貯蓄組合法中改正法併案、納稅施設法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長由谷義治君
國民貯蓄組合法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）
納稅施設法案（政府提出、貴族院送付）
第一讀會ノ續（委員長報告）
第一讀會ノ續（委員長報告）
一國民貯蓄組合法中改正法律案（政府提出、貴族院送付）
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十八年二月二十五日
委員長 由谷 義治
報告書
衆議院議長岡田忠彦殿
報告書

昭和十八年二月二十五日

委員長 由谷 義治

〔山谷義治君登壇〕

○由谷義治君　國民貯蓄組合法中改正法律
案ヲ、政府が提案致シマシタ目的ハ、大體

三點デアルト思ハレマス、即チ第一點ハ、貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル貯蓄ニ對シマシテ、其ノ免稅特典ノ擴張デアリマス、第二點ハ、勤務先預金ニ對シテ、新タニ統制ト規制ヲ設ケントスル點デアリマス、第三點ハ、組合ノ権成員タル資格ヲ有スル者ニ對シマシテ、加入命令ニ依ル貯蓄組合體制ノ完備ヲ圖ラントスルコトデアリマス

先づ審議ノ經過ニアリマス、兩法案ノ條文ニ對スル直接的有益且ツ周到ナル間答ノアツタコトハ當然ニアリマスガ、同時ニ兩法案ノ集中的目的タル國民貯蓄運動ヲ對象トシテ、剝切眞劍ナル質疑應答ガ展開セラレマシタ、此ノ場合ソレ等論議ノ御紹介ハ省略シテ、一切ハ委員會速記錄ニ依ツチ御諒承アランコトヲ希望致シマスガ、唯委員會ノ動向ニ關シマシテ、一言附加スルコトヲ御許シ願ヒマス

即チ委員會ハ前後八回開會致シマシタガ、此ノ委員會ヲ終始シテ政府ハ來年度國民貯蓄目標二百七十億圓ニ對シテ決意ト確信、努力ト手段トヲ、極メテ熱心ニ説明

○議長(岡田忠彦君) 議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、
斯、仍テ直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス
森下君ノ動議ニ御異

納稅施設法案
○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 委員付託シタル議案ノ審査終了ヲ待ツ爲メ、此ノ際暫時休憩セラレントコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」と呼ぶ者アリ〕
○議長（因田忠彦） 御異議ナシト認メマ
ス、暫時休憩致シマス

午後二時二十七分休憩

○議長(岡田忠彦君) 休憩前ニ引續キ會議

フ開キマス

○森下國雄君 明二十六日定刻ヨリ特ニ本

ノレンコトヲ望ミマス

議長(西田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異

ノデアリマス、是ヨリ兩法案委員會ノ經過
報告ヲ簡潔ニ致シマス

官報號外 昭和十八年二月二十六日

衆議院議事速記錄第十六號 國民貯蓄組合法由

改正法律案外一件 第二讀會(確定議)

三一七

ス、仍ナ勧議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

